

# 四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年4月1日  
(第63期第1四半期) 至 平成20年6月30日

高千穂電気株式会社

東京都港区三田三丁目5番27号

(E02941)

# 目 次

頁

表 紙

第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1. 仕入及び販売の状況	3
2. 経営上の重要な契約等	3
3. 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	11
2. 株価の推移	12
3. 役員の状況	12
第5 経理の状況	13
1. 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
2. その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	高千穂電気株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・最高経営責任者（CEO） 櫻井 恵
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長・最高財務責任者（CFO） 磯上 篤生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長・最高財務責任者（CFO） 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第62期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	24,031	105,724
経常利益(百万円)	1,008	3,689
四半期(当期)純利益(百万円)	534	2,510
純資産額(百万円)	23,924	23,833
総資産額(百万円)	48,966	49,249
1株当たり純資産額(円)	1,290.03	1,272.25
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	28.97	133.47
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	133.44
自己資本比率(%)	48.4	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,836	3,994
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	76	△1,346
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△564	△1,218
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	7,043	5,684
従業員数(人)	939	957

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第63期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	939
---------	-----

(注) 1. 当社グループは、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しておりますので、従業員数は連結会社の合計で記載しております。

2. 従業員数は就業人員であります。（当社グループからグループ外への出向者及びグループ外から当社グループへの出向者はありません。また、パートタイマー・契約社員18名は含まれておりません。）

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	290
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。（当社から社外への出向者36名及びパートタイマー・契約社員11名は含まれておりません。）

## 第2【事業の状況】

### 1【仕入及び販売の状況】

#### (1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品の仕入実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
電気材料 (百万円)	9,422
電子部品 (百万円)	3,290
オプティカル部品・材料 (百万円)	5,043
その他 (百万円)	3,952
合計 (百万円)	21,707

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 金額は仕入価格によっております。

#### (2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における商品の販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
電気材料 (百万円)	10,423
電子部品 (百万円)	3,710
オプティカル部品・材料 (百万円)	5,517
その他 (百万円)	4,378
合計 (百万円)	24,031

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当第1四半期連結会計期間における主な販売先グループ（主な販売先とその子会社）別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)
(株)東芝グループ	3,669	15.3

### 2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていません。

#### (1) 業績の状況

##### ① 全般の概況

当第1四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く事業環境は、サブプライムローン問題を抱える米国経済の減速及び金融市場の混乱ならびに、原油価格の高騰などに伴う原材料価格の更なる上昇が、企業収益及び個人消費を圧迫し、景気の先行きへの不透明感が強まる中、エレクトロニクス業界におきましては、携帯電話の販売は低調でしたが、フラットテレビの販売は堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、デジタル機器関連の成形品等を中心とした拡販に努めましたが、配線材料等の電気材料の販売は減少いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比3.7%減の240億31百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の減少により売上総利益が減少したことから、営業利益は前年同期比19.0%減の8億47百万円となりました。

経常利益は、営業利益が減少したこと及び為替差益が減少したことから、前年同期比21.8%減の10億8百万円となりました。

四半期純利益は、前年同期比36.3%減の5億34百万円となりました。

##### ② セグメント別の概況

当社グループは事業の種類別セグメント情報は作成しておりませんが、当第1四半期連結会計期間の商品の区分別の概況は以下のとおりであります。

##### 電気材料

携帯電話用等の配線材料の販売が減少しました。その結果、売上高は前年同期比14.2%減の104億23百万円となりました。

##### 電子部品

車載用センサー部品等の販売が伸長しました。その結果、売上高は前年同期比2.1%増の37億10百万円となりました。

##### オプティカル部品・材料

液晶用光学フィルム等の販売が伸長しました。その結果、売上高は前年同期比3.4%増の55億17百万円となりました。

##### その他

携帯電話及びデジタル機器関連の成形品等の販売が伸長しました。その結果、売上高は前年同期比14.2%増の43億78百万円となりました。

##### ③ 所在地別セグメントの概況

##### 日本

売上高は、「電気材料」の販売が減少したことから、前年同期比3.6%減の206億5百万円となりました。営業利益は、前年同期比20.6%減の3億87百万円となりました。

##### 中国

売上高は、「オプティカル部品・材料」の販売が好調であったことから、前年同期比23.7%増の63億5百万円となりました。営業利益は、前年同期比18.1%減の2億79百万円となりました。

##### その他アジア

売上高は、「その他」の販売が減少したことから、前年同期比4.8%減の22億82百万円となりました。営業利益は、前年同期比51.3%減の84百万円となりました。

##### 欧米

売上高は、「その他」の販売が好調であったことから、前年同期比188.9%増の2億79百万円となりました。営業損失は、前年同期比50.5%減の4百万円となりました。

## (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比0.6%減の489億66百万円となりました。

流動資産は、売上高の減少に伴い「受取手形及び売掛金」が減少したこと等により、前連結会計年度末比0.1%減の418億30百万円となりました。

固定資産は、「投資有価証券」が減少したこと等により、前連結会計年度末比3.3%減の71億36百万円となりました。

流動負債は、仕入高の減少に伴い「支払手形及び買掛金」が減少したこと等により、前連結会計年度末比1.5%減の246億82百万円となりました。

固定負債は、前連結会計年度末比1.9%増の3億59百万円となりました。

純資産は、四半期純利益として5億34百万円を計上したこと等により、前連結会計年度末比0.4%増の239億24百万円となり、自己資本比率は、48.4%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

第1四半期連結会計期間は、前連結会計年度末と比べ現金及び現金同等物が13億59百万円増加し、70億43百万円となりました。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、18億36百万円となりました。主な要因としては、法人税等の支払が3億12百万円ありましたが、税金等調整前四半期純利益を8億80百万円計上し、売上債権が前連結会計年度末と比べ13億98百万円減少したこと等によるものであります。

投資活動によって得られたキャッシュ・フローは、76百万円となりました。主な要因としては、有形固定資産の取得による支出が3億36百万円、無形固定資産の取得による支出が42百万円ありましたが、投資有価証券の売却及び償還による収入が4億70百万円あったこと等によるものであります。

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、5億64百万円となりました。主な要因としては、配当金の支払が3億19百万円、自己株式の取得による支出が2億18百万円あったこと等によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

### ① 当社グループの現状認識及び対処すべき課題の内容

事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

現状の国内の景気は調整局面が続き踊り場の状態にあり、先行きにつきましては下振れリスクが高まっております。一方、国際競争を勝ち抜くため、当社グループの主たる顧客であります日系のエレクトロニクスメーカー各社は、さらなるコスト削減を図っていくとともに、中核事業への経営資源の一層の集中をめざし、生産及び供給体制の整備のほか、他社との生産統合等を推進していくものと考えられます。

このような状況を踏まえ、当社グループは「ものづくりのパートナー企業」として、顧客の「ものづくり」のためにあらゆるサービスを提供することを旨とし、以下の諸施策を推進してまいります。

- a. 国内各営業拠点、海外販売子会社及び加工子会社等の機能や情報の連携を強化し、顧客の国内外における生産体制の拡充、再編または顧客間の事業の統合等に、機動的に対応してまいります。また、顧客の世界規模での部品調達や物流ニーズに対するサービスの充実をめざし、営業拠点及びそのネットワークの整備拡充を推進して、なお一層の販売力の強化を図ってまいります。
- b. 顧客との間で、長年培った信頼関係により入手した顧客固有の新技术や新製品の開発状況を分析し、量産される製品等にとって、機能やコストの観点、環境基準や品質基準の観点等から、いかなる商品や部品モジュール等が最適かを検討し、顧客ニーズに対する提案力及び情報提供力の維持向上をめざします。その為に、開発部及び環境・品質保証室の機能を活用し、技術力、コスト競争力及び環境基準、品質基準対応力を有する国内外の新規メーカーを、仕入先として発掘してまいります。
- c. 仕入先メーカー等との取引関係を、業務提携や資本提携に発展させることによって事業基盤の拡大を図り、より一層の収益力の向上をめざしてまいります。
- d. 売上の増加を図りつつも、コストの抑制と為替を始めとした各種リスク管理を継続強化してまいります。また、当社基幹システム及び子会社システム等の改善、増強及び共通化を行ってまいります。さらに海外子会社も含め人材の育成を図ることで、事業規模の拡大に対応できる効率的で適正な事業推進及び管理体制の充実に努めてまいります。

## ② 会社の支配に対する基本方針

### a. 基本方針の内容

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、マーケティング情報収集機能、物流機能等を活用し、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

一方、仕入先に対しては、得意先に関する情報を収集、分析し提供することで当社グループがマーケティング及び営業機能を代替するなどして、得意先への商材の安定的な供給を確保しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えております。

このように、当社グループは、広範囲なステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた1つの帰結として、その企業価値は、ステークホルダーとの強固な信頼の基に成り立っており、各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。そういった観点から、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、株主や得意先、仕入先、地域、社会、従業員等のステークホルダーの利益に資するもので、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

ところで、最近、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという事例が見られるようになっております。上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

### b. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資して頂くため、中長期的に当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、以下の点を重点施策として、取組んでおります。

#### イ. 得意先の様々なニーズを捉えるマーケティング力の更なる強化を図る

得意先の最終消費者の多様な要求、嗜好に基づく、得意先からの製品設計上の様々なニーズを満たすべく営業各部門が得た情報を「開発部」を中心に分析したうえで共有化し、全社戦略・戦術の策定力の強化を図ってまいります。

#### ロ. 得意先を取り巻く環境の変化をいち早く察知し営業展開を図る

得意先エレクトロニクスメーカーの生産体制のグローバル化に対応して、営業拠点及びその他ネットワークの整備拡充を推進し、海外現地法人の販売子会社や加工会社等も含めた営業体制の連携及び強化を図っていく必要があると考えております。中国を中心としたアジア地区での営業活動には引き続き注力しながらも、欧米地区においても強化を図ってまいります。

#### ハ. 業務管理の画一化を推進する

各海外現地法人のオペレーションの安定による業務管理の画一化による内部統制の強化ならびに販売費及び一般管理費等のコスト削減努力を継続するとともに、外貨取引の増加に対応した為替管理等の各種リスク管理を強化し、基幹システム等の改善や増強、人材の育成にも注力してまいります。

また、当社は株主に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、配当性向（連結）を平成19年度より25%から5%引き上げ、30%とすることを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、従来通り今後予想される経営環境の変化に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

### c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み

当社は、前記a.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、買収防衛策（以下「本施策」という。）を導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問わず、当社取締役会が予め同意したものを除く。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、(i)当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、または(ii)当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

#### イ. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討及び評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

#### ロ. 大規模買付ルール

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」という。）を書面で提供していただきます。十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討及び評価を行うことを目的としております。

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」という。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととして頂きます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えて頂くためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等について検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

#### ハ. 大規模買付対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることに

ある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合等、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断したときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の募集事項の概要ですが、この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

d. 本施策が基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその判断に係わる理由

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記c.に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記c.に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

ロ. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記c.において明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

ハ. 株主意思の反映

前記c.に述べたとおり、本施策は第61回定時株主総会にて導入し、第62回定時株主総会においても、本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させて頂き、有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結時とさせて頂きました。今後につきましても、当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させて頂くことを予定しております。また、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

ニ. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性、合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) 研究開発活動

当社グループは、ユーザー、仕入先と共同で商品開発に取り組んでおりますが、技術開発の主体は相手方にあるため、特記すべき事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは主に日系の電子メーカーを顧客としておりますが、電子業界は国際競争が激しく、これら各社は、部材の調達コスト削減や最適な生産拠点の追求を絶え間なく行っております。国内から海外への生産移管を行う一方で、ワールドワイドな生産体制の再編及び顧客間の事業の統合等を推進していくものと想定しております。当社グループにとりましては、これら各社の変化に追随した営業活動を国内外を通じて適確に行うことができるか否かは、経営成績に重要な影響を与えるものと考えております。

仕入に関しては、当社グループにおける住友スリーエム(株)からの仕入割合は、ディスプレイ関連部材を中心に高い水準にあります。今後も同社が市場での競争優位な製品を上市し続けることと、当社グループが現在と同様に同社と安定的な取引関係を維持していくことが、経営成績を伸ばす上で重要であると考えております。

また、海外における業容拡大とともに、外貨建取引が増加していることから、為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行っておりますが、大幅かつ急激な為替変動が当社グループの経営成績に重要な影響を与えるものと考えております。

今後の見通しとして、国内の景気は、原油等の一次産品価格の高騰、米国経済の減速及び株価の低迷等による調整局面が強まり、先行きの厳しい状況が予想されます。

国内の電子業界は、フラットテレビ等のデジタル製品の生産及び販売の伸びが予想され、高級白物家電製品は、比較的堅調に推移することが見込まれます。一方、携帯電話及びパソコンの販売は、低調に推移することが予想されます。

海外においては、新興国でのフラットテレビ及び携帯電話の販売は、好調を持続するものと思われま

す。このような状況の中、当社グループは、顧客の製造する製品の市場の動向も念頭におきつつ、キーデバイス用途、組み立て加工用途の各種部品、材料やモジュール等の商品提案力の充実と営業拠点の拡充を図り、拡販に努める所存であります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、顧客電子メーカーの生産体制のグローバル化に対応して、営業拠点及びその他ネットワークの整備拡充を推進し、海外現地法人の販売子会社や加工子会社等も含めた、物流や環境、品質管理等の当社グループ全体での営業体制の連携及び強化を図っていく必要があると考えております。

また、開発営業の推進で、消費者の多様な要求、嗜好に基づく、顧客電子メーカーからの製品設計上の様々なニーズを満たすカスタマイズ品の販売の拡大を図っていく必要があると考えております。

さらに従来にも増して、独自性のある商品やコスト優位な商品の提案力を向上させるために、開発部及び環境・品質保証室の機能を活用し、仕入先として国内外を通じて技術力のある新規メーカーやコスト競争力及び環境基準・品質基準対応力のある加工会社の発掘を強化してまいります。

業務の効率化や管理面からは、販売費及び一般管理費等のコスト抑制努力を継続するとともに、外貨取引の増加に対応した為替管理等の各種リスク管理を強化し、基幹システム等の改善や増強及び共通化、人材の育成にも注力してまいります。

今後も当社グループは、成長を続けるために業務に専心するとともに、業務提携や共同事業等も押し進めることで、業容の拡大を図りつつ、当社グループ全体の効率的で適正な事業推進体制及び管理体制の充実に努めてまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、当社大阪支店隣地を新たに取得しました。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	59,000,000
計	59,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年8月11日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,835,800	18,835,800	東京証券取引所 市場第一部	—
計	18,835,800	18,835,800	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	18,835,800	—	2,142	—	2,017

#### (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

#### (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

##### ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 309,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,524,300	185,243	—
単元未満株式	普通株式 1,600	—	—
発行済株式総数	18,835,800	—	—
総株主の議決権	—	185,243	—

##### ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
高千穂電気株式会社	東京都港区三田3-5-27	309,900	—	309,900	1.64
計	—	309,900	—	309,900	1.64

（注） 当第1四半期会計期間末の自己名義所有株式数は、472,700株であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	1,185	1,425	1,430
最低（円）	1,059	1,169	1,315

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,316	5,941
受取手形及び売掛金	30,443	31,811
たな卸資産	※1 3,335	※1 3,092
未収消費税等	202	701
その他	606	405
貸倒引当金	△74	△80
流動資産合計	41,830	41,872
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,217	2,219
減価償却累計額	△1,336	△1,319
建物及び構築物（純額）	880	899
機械装置及び運搬具	719	765
減価償却累計額	△199	△200
機械装置及び運搬具（純額）	519	565
その他	556	548
減価償却累計額	△360	△338
その他（純額）	196	209
土地	1,660	1,416
有形固定資産合計	3,256	3,090
無形固定資産		
ソフトウェア	143	144
その他	16	16
無形固定資産合計	159	161
投資その他の資産		
投資有価証券	2,018	2,387
保険積立金	415	395
投資不動産	448	451
その他	861	922
貸倒引当金	△25	△31
投資その他の資産合計	3,719	4,125
固定資産合計	7,136	7,376
資産合計	48,966	49,249

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,354	23,535
短期借入金	138	154
未払法人税等	388	354
賞与引当金	171	171
役員賞与引当金	24	—
その他	605	849
流動負債合計	24,682	25,064
固定負債		
退職給付引当金	38	31
役員退職慰労引当金	156	164
負ののれん	61	65
その他	102	90
固定負債合計	359	352
負債合計	25,041	25,416
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,142	2,142
資本剰余金	2,018	2,018
利益剰余金	20,364	20,218
自己株式	△559	△340
株主資本合計	23,965	24,038
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△205	△299
繰延ヘッジ損益	—	△29
為替換算調整勘定	△71	△140
評価・換算差額等合計	△276	△468
少数株主持分	236	263
純資産合計	23,924	23,833
負債純資産合計	48,966	49,249

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	24,031
売上原価	21,465
売上総利益	2,565
販売費及び一般管理費	
給料手当	524
役員報酬	50
荷造運賃	184
法定福利費	71
旅費交通費	111
保険料	23
減価償却費	53
賞与引当金繰入額	140
役員賞与引当金繰入額	24
退職給付費用	38
役員退職慰労引当金繰入額	6
その他	489
販売費及び一般管理費合計	1,718
営業利益	847
営業外収益	
受取利息	29
受取配当金	10
負ののれん償却額	4
持分法による投資利益	1
仕入割引	10
賃貸収入	32
為替差益	61
その他	21
営業外収益合計	172
営業外費用	
支払利息	0
賃貸費用	6
その他	4
営業外費用合計	10
経常利益	1,008
特別損失	
投資有価証券償還損	128
特別損失合計	128
税金等調整前四半期純利益	880
法人税等	350
少数株主利益	△4
四半期純利益	534

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	880
減価償却費	79
投資有価証券償還損益 (△は益)	128
持分法による投資損益 (△は益)	△1
受取利息及び受取配当金	△39
売上債権の増減額 (△は増加)	1,398
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△267
仕入債務の増減額 (△は減少)	△182
未収消費税等の増減額 (△は増加)	498
その他	△387
小計	2,105
利息及び配当金の受取額	44
利息の支払額	△0
法人税等の支払額	△312
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△336
無形固定資産の取得による支出	△42
投資有価証券の売却及び償還による収入	470
その他	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー	76
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△25
自己株式の取得による支出	△218
配当金の支払額	△319
財務活動によるキャッシュ・フロー	△564
現金及び現金同等物に係る換算差額	10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,359
現金及び現金同等物の期首残高	5,684
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,043

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、この変更による影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。	※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。
商品及び製品 3,194百万円	商品及び製品 2,968百万円
原材料及び貯蔵品 140百万円	原材料及び貯蔵品 124百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 544百万円	2. 受取手形裏書譲渡高 666百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)
現金及び預金勘定 7,316 百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 $\Delta$ 272 百万円
現金及び現金同等物 7,043 百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 18,835千株

2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 472千株

3. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	389	21	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは電気材料、電子部品及びオプティカル部品・材料等の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	15,798	5,990	2,008	234	24,031	—	24,031
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,807	314	274	45	5,441	(5,441)	—
計	20,605	6,305	2,282	279	29,472	(5,441)	24,031
営業利益（又は営業損失）	387	279	84	(4)	747	100	847

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア  
欧米：USA、チェコ、ポーランド

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	中国	その他アジア	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	6,846	1,892	243	8,982
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	24,031
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	28.5	7.9	1.0	37.4

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,290.03円	1株当たり純資産額 1,272.25円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.97円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益(百万円)	534
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	534
期中平均株式数(千株)	18,464

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

高千穂電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。